

大紀町海洋散骨に関するガイドライン

令和8年7月1日

大紀町

現在、様々な態様にて実施されている散骨に係る事業等については、現状においては国による法的位置付け（墓地、埋葬等に関する法律、刑法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等）も必ずしも明確ではないことから、地方行政を担う自治体として、社会的規範の確保を保つ必要があり、公衆衛生的見地や公共福祉、地域産業への支障を生じさせないような配慮が必要と考える。

1. 目的

海洋散骨を行なう者に対して、本ガイドラインの遵守を要請することにより公衆衛生的見地や公共福祉、地域産業への支障を生じさせることなく、適切に散骨が実施されることを目的とする。

2. 適用範囲

錦港を起点として出港し、海域に散骨を行なう事業者等に適用する。

3. 散骨を行なう事業者等の責務

- (1) 海洋で散骨を行なうにあたり、出港時に散骨を行なう旨が覚知されないように配慮するとともに、錦地内の陸地から概ね3海里以上離れた海域で行うこと。
- (2) 漁業船舶や遊漁、渡船等が操業している海域及び時間帯での散骨は控えること。
- (3) 散骨は、その形状が視認できないように粉状に砕き、散骨時の飛散等に配慮して行うこと。
- (4) 散骨の際には、プラスチック、ビニール等を原材料とする自然環境への影響が懸念される副葬品等の投下は行わないこと。